

図書部会要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高知県立大学総合情報センター・高知短期大学総合情報センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）細則第7条第2号に基づき、高知県立大学図書部会（以下「県立大図書部会」という。）および高知短期大学図書部会（以下「短大図書部会」という。）を設置することとし、その組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 県立大図書部会及び短大図書部会は、それぞれの大学に係る図書館資料の収集等に関する業務を行う。

(組織)

第3条 県立大図書部会は、総合情報センター専任の教員、高知県立大学選出の運営委員会委員及び高知県立大学図書情報部長をもって組織する。

2 短大図書部会は、総合情報センター専任の教員、高知短期大学選出の運営委員会委員及び高知短期大学図書情報部長をもって組織する。

(部会長等)

第4条 県立大図書部会及び短大図書部会にそれぞれ部会長及び副部会長1名を置く。

2 部会長及び副部会長は、部会員の互選により選出する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(業務)

第5条 県立大図書部会に関する業務は、総合情報センター専任の教員と高知県立大学図書情報部が協働して実施し、短大図書部会に関する業務は、総合情報センター専任の教員と高知短期大学図書情報部が協働して実施する。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、県立大図書部会及び短大図書部会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年2月16日から施行する。